

大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成17年1月19日(水)午後2時～午後4時48分

2 場所

大津家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

小川恭子, 黒田清喜, 重吉孝一郎, 長野辰司, 福井一郎, 松田俊夫, 山口浩次, 山中清輔

(事務担当者)

東薫, 高橋秀一, 水野勝治, 辰野基久, 新津隆弘, 鞭厚

4 議事

- ・ 首席書記官から, 大津家庭裁判所における受付事務について説明
説明事項は別紙第1のとおり
- ・ 総務課長補佐から, 総務課における苦情窓口及び大津地方, 家庭裁判所における4月以降の受付窓口について説明
説明事項は別紙第2のとおり
- ・ 意見交換(「大津家庭裁判所における受付相談窓口の在り方とロビーの活用方法について」)
発言要旨は別紙第3のとおり
- ・ 次回の意見交換のテーマについて
発言要旨は別紙第4のとおり
- ・ 次回の開催日程
仮日程を5月10日(火), 5月12日(木), 5月17日(火)のいずれかの日の午後2時からとし, 事務担当者が欠席委員の出席可否を確認した上で

決定する。

(別紙第1)

大津家庭裁判所家事事件の受付窓口の状況について(レジュメ)

(平成17.1.19家裁委員会資料)

1 受付窓口の態勢及び状況について

- ・ 現在
- ・ 庁舎改修工事に伴う変更予定

2 事件の申立てについて

- ・ 申立書
- ・ 申立方法

3 家事(手続)相談について

- ・ 相談態勢及び担当者
- ・ 相談内容

4 その他

- ・ 事件に関する説明ビデオ
 - ・ 家事事件の受付の特徴
 - ・ 守衛及び交換手に対する研修
-

(別紙第2)

総務課における苦情窓口及び大津地方、家庭裁判所における

平成17年4月以降の受付窓口について

1 総務課における苦情窓口について

- ・ 担当者
- ・ 苦情の内容

2 大津地方，家庭裁判所における4月以降の受付窓口について

- ・ 改修工事の期間
- ・ 受付窓口に関する改修工事の内容
- ・ 4月以降の受付窓口の態勢

(別紙第3)

発言要旨(大津家庭裁判所における受付相談窓口の在り方とロビーの活用方法について)

(委員長，学識経験者委員，弁護士委員，検察官委員，裁判官委員，事務担当者)

報告に関してのご質問，ご意見をうかがいます。

受付窓口は，男性より女性に対応してもらえれば良いと思うのです。例えば，病院へ行ったとき女性の看護師さんが優しく言ってくれればと安心感がわくのと同じように，裁判所へ来たときは不安で一杯ですから，どうしても男性に対応して頂くと怖さが先にくると思うのです。

現在の態勢は，男性の書記官1名と女性の事務官1名です。1人は，法律に詳しい職員でないといろんな問題に対応できませんので書記官を配置しています。対応は親切に優しく対応することを心がけていますし，指導もしております。

苦情は，何件くらいですか。

総務課で対応したものは，平成16年4月以降現在までで3件ありました。件

数は少ないですが，その内の2件は毎週お越しになる例と1箇月に1回程度お越しになる例です。その他，電話によるものが3件ありました。

事件部における苦情は何件くらいありますか。

特に記録は取っておりません。電話では，調停の進行等についての苦情や審判等の結果について自分の見解と違うということで文句を言ってこられる方もおられ，抗告等のように次の手続がある場合は説明をしています。調停の進行等に関する苦情については事実関係を調べ，改善すべきものについては直接調停委員にお話ししたり，調停委員の協議会等で客観的な問題として討議して頂いています。結果を説明する必要があるものについては，申し出られた方に報告して了解を頂くということもあります。中には，単に一方的に自分の主張だけを述べる方もおられます。こういう場合はなかなか対応が難しいところがありますが，丁寧にお話を聞いて実情を調べて結果をお伝えして納得をしてもらえるようにしています。

調停委員に対するものは一年にどれくらいありますか。というのは，仕事柄，相談で時々調停委員にこんなことを言われたと聞くことがあります。

調停委員に対する苦情は，年に2件ないし3件程度です。

調停委員に任期はありますか。また誰が調停委員になるのですか。

任期は2年です。任命は，原庁の推薦に基づき最高裁判所でしています。人数につきましては，今手元に資料がありませんので正確な人数はお答えできません。

大津地裁，家裁，簡裁合わせて，大体200人くらいだと思います。昔は，調停委員が推薦して下さることが多かったのですが，大津の場合は，推薦よりも自薦で来られる方が多く，高学歴の方が集まります。一年に2回，書類選考と面接選考を実施し，最高裁判所に上申するということになります。再任される方は，多いですが，お忙しくて時間をとれない方，例えば，2年で2件から3件しか担当されなかった場合は，この調停委員は再任は難しいのではないかとということで議論することになります。もちろん，特殊技能をお持ちの先生は，そののところ

は考慮して議論することになります。

職業バランスを考慮して採用されているのですか。

たくさん応募があれば、そこまで考えられますが、そんなに多くの応募がありませんので、考慮できない状態にあります。

広く公募をされてるわけではないのですか。

公募はしておりません。

ならば、どうしても偏ってきますね。本来ならば、いろいろな方がおられて、事件によって、より適任者を割り当てることが出来るのかなと思います。そうなれば、開かれた裁判所という方向にも踏み出せる面もあるのではないかと思います。

いろんなところへ推薦依頼はしておられますか。

特殊な専門分野のところへは、その業界団体へ推薦をお願いしています。それ以外にも例えば、商工会議所等にもお願いしています。

民生委員の団体とかへはしていませんか。

そういうところへの依頼は、経験ないです。出来ないということはありません。

お話の途中ですが、実は、調停委員の問題につきましては、前回、次回テーマを決めるときにテーマの一つとして出ましたが、今回のテーマは家庭裁判所の受付ということになりました。ですから、今日話題にさせていただいても、準備出来ておりませんので、なかなかお答えできないことも多いかと思います。今後、テーマとなりましたら、十分御説明できると思います。

少し話題が、それでしたね。

では、別の質問で、午後1時15分から3時までは、家事相談の体制があるというのは以前から聞いており、私も仕事柄、相談をうけた場合は、裁判所へ相談に行くには午後がいいですよと言っています。しかし、ほとんどがそういうことを知らない人でしょうから、午前相談に来られた場合はどのような対応になるのですか。

午前であっても、受付にお越しになればお話をお聞きするようにしています。手続相談は午後ですと伝えて午後に出直して頂くということはほとんどありません。

安心しました。例えば、成年後見制度の申立をする上で、まずは相談に乗って貰って、どんな書類が必要なのかを聞かせて貰いたいという人の場合は、午後の方が対応しやすいのですか。

成年後見に関しては、その手続が複雑なため、時間に関係なく必ずお話をお聞きし、制度の説明から必要な書類まで一通りお話ししています。成年後見の他、遺産分割に関する場合も同様の対応をしています。

受付相談はどうして午後だけなのですか。

その時間帯は、受付以外の書記官と家庭裁判所調査官が当番を決めて対応できる態勢をとっています。当番の職員も日常の事務処理があるものですから、その時間に限って、相談優先でお願いしているという実情があります。

午前は書記官、事務官で、午後は書記官か調査官が交代で相談対応するということですね。

午前中は受付担当の書記官、事務官が受付の中の一環としてやっており、午後の相談の時間帯については、それ以外の書記官と調査官が当番制で対応しています。

相談は、どの程度あるのですか。

多いときは、ほとんど隙間なく1時過ぎから5時頃まであることもあり、待ち時間が長くなりそうな時には、臨時で私や訟廷管理官が応援することもあります。中には1件もない日もありますし、1件ないし2件の日もあります。

午後からの相談は、番号札を貰って並びながら待つのですか。

番号札はありませんが、見えた順番に相談カードを書いてもらっていますので、それに番号を付けて把握しています。ですから、今何人来られており、1人30分以内位でお願いしていますので、あなたの待ち時間はこれ位になりますという

説明はしています。それがあまり長くなると、先ほどお話ししましたように私どもも臨時で担当します。

午後から行かれた方が、とても喜んで戻ってこられましたので、実情が分かりました。

例えば病院のように、待ち時間の間に何処かへ出て、待ち時間を目処に戻ってきても相談は可能ですか。

裁判所の場合は、そういう例はあまりないですが、少し用事があったり出かけますという方はおられます。戻ってきたときに空いていれば担当者に直ぐにやって貰いますし、その間に他の人がやっていたとすれば、その方が終わるまでは待つて頂かなくては仕方ありません。

なるべく午前中は申立て、受付相談は午後からということは、どこかに案内はされていますか。

申立ては一日やっています。相談は、例えば当庁のホームページに掲載していますし、自治体の広報誌にも掲載していただいたこともあります。また、電話などがあれば、その時間帯に来ていただけるようにとお伝えしています。

こういう複雑な社会情勢になってきましたので、相談は、ここ5年位前から増えているのですか。

この3年を見ますと、本庁の相談件数は、平成14年2,711件。平成15年2,467件。平成16年11月までで2,102件です。

手続相談については、外の掲示板等には案内をされていますか。例えば、通りかかった人が、ここではこういう相談が出来るということが、裁判所の中に入らなくても分かるのですか。

裁判所の回りに家庭裁判所の相談についての案内はありません。

新しい庁舎に行くと、結構いろんなところに表示が出ていたり案内図があったりしますが、庁舎改修工事で、今後かなり変わるのですか。

この庁舎は建築年数の関係で、まだ新築にはならず内部改修されています。

事件数の伸びと狭隘ということで、15年度に計画がされ、16年度予算で改修が始まりました。サインの関係は、他庁の情報も集め、出来るだけ分かりやすいサインということで、これから検討していくところです。御意見をいただければ今後の参考にさせて頂きたいと思います。

外には裁判所と書いてあるだけですから、家庭裁判所がここにあることが、また何の裁判所があるのか外で分かりません。庁舎内では、家庭裁判所に行くのであれば守衛さんに聞けばいいのですが、裁判所の敷地に入ったら直ぐに用務先の所在が分かって、すんなり行けるのが受付の前段階だと思います。

この建物には、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所、そして検察審査会が組織として入っています。家庭裁判所に来られた方が、庁舎に入って家庭裁判所へ行くには何処へ行けばいいのか直ぐ分かるよう、人的には守衛の案内ということになりますが、物的な面としてはサインで直ぐ分かるような形で計画していきたいと考えています。

玄関扉を入ったところに、まず大きく案内板を設けて頂くか、中央のロビーにでも分かるようなものを考えて頂きたい。来庁者の中には守衛に聞くのを恥ずかしく思われる方もおられるので、サインを見てたどり着けるようなものにして頂きたい。また、お年寄りも来られるので、トイレの案内等は小さくて分からない。予算のこともあるでしょうがもう少し大きく分かりやすいものにして頂きたい。また、表通りには無理かも知れませんが、門の中へ入れば、大きく、ここにはどういうものがあるということが分かるように、例えば、裏から入ってくる方もおられるでしょうから駐車場に大きな案内を設置するとかして頂きたい。経費の問題もありませんが、表と裏に大きな案内があればと思います。今日、私は車で来ましたが、表の駐車場が一杯でしたので裏の駐車場へ行きましたが、知らない人には分かりにくいと思います。

ここの玄関には石段がありますね。昔から、官公庁の入り口には、必ず石段があります。民間は入りやすいように、段をなくしています。官公庁に勤めている

方は分かっていないでしょうが、我々にとっては、これが一番怖いのです。スロ
ープに何故出来ないのですか。

玄関入ったところに、何か心和むような作品を飾るコーナーを造るのに良い機
会なので、なんとか出来ないものですか。というのも、委員になって裁判所は市
民を守るセクションがいっぱいあるというのがわかったので、訴えられてとぼと
ぼ来るだけでなく、成年後見制度は利用できるし、他にもいろんなものが利用で
きます。ですから市民を守ってくれる場所だという宣伝をしています。しかし、
やはり来たときに、ちょっと心和むような何か工夫はないだろうかと思うのです。
改修の時しか考えられないでしょうから。

玄関を入れて、突き当たりのところを部屋として利用できないかということで、
先ほど説明した地裁民事、破産、簡裁民事の受付コーナーができるのですが、そ
の出来具合を見て、残りのスペースで展示等が可能なのか活用をお考え頂いたら
と思うのですが。

その時に総務課が頭を悩ませてやるというのも一つの方法ですが、この地域の
ボランティアグループに、ここのレイアウトを1年間無料で頼み、例えば計画を
たててもらって、1ヶ月交代とか季節交代でここのレイアウトを上手にやっても
らえるように市民の力を借りるのも方法ではないかと思います。

雑談的にそのような話もしていますが、たくさんお越しになったらどうし
ょうかとか、何故我々にはやらせてもらえないのかとか言われると裁判所としては辛
いとか、色々心配してしまいます。

どこかに声を掛けるというのであれば、裁判所から条件を示せば、50人も1
00人も来るといふことにはならないと思います。滋賀県内は、大学も増えまし
たから大学生の力、或いは高校生の力も借りながら、大津市民の力もありますし、
そういう事も考えて頂くのも一つの案と思います。どうしても我々の発想は堅い
ものになりがちですが、中には突拍子もないこともあるかもしれませんが、彼ら
は結構発想が豊です。パーティションが倒れて怪我人が出たらどうするかとい

う問題も無いとは言えませんが、例えば絵画展のようにパーティションで仕切って飾ることも考えられます。あまりお金をかけずに、皆さんのアイデアも入れながら、できるだけ裁判所にいろんな人が訪れてもらえるようになると、少しずつ開かれていくのではないかと思います。

裁判所はいろんな町にありますが、その町のカラーを出すというのは難しいのですか。例えば、大津と言えばロシア皇太子の事件を思い浮かべますが、そういった記述は一切ないですね。最高裁のホームページからリンクして、全ての裁判所がみな同じような形式で、同じような内容になっているというのではなく、大津地家裁は歴史的にこういういわれがあったというように、地域のカラーをもう少し出した方が特色つけられるし、地域の人ももう少し親しみやすいと思います。

ホームページに地域の特色を盛り込むのは問題ないと思います。ただ、国有財産を特定の団体に利用させるということになると、非常に話が難しくなるのではないかと思います。裁判所の庁舎を使用させるということになると、庁舎は便利なところにありますから、こういうところを使えとなれば、団体にはメリットが大きいですから、我も我もと来られてみんなお答えできない時に、何故と言われたら裁判所としては辛いかなと、つい臆病になることがあります。

公明性という意味では、おっしゃっている懸念は良くわかります。

ホームページなんかで、地裁、家裁の特色を出すのは可能ですが、それ以外にはなりません。

利用させるというのではなく、裁判所が本来やるべき事をお手伝い頂くと考えればいかがですか。

極端に言えば、友の会みたいなものです。おっしゃっているような特定の団体でなく、個人で参加して頂いて、友の会のような世話役をするというのは可能ではないかと思います。

裁判所へ来た人の心を和ませるという趣旨がポイントで、自分達の作品展というのではなく、そういうことに賛同してくれる人を育てるといって奥がましいです

が、人が喜んでくれると自分はうれしいタイプの人はいますので、信じてもいいのではないかと思います。

たぶんおっしゃっているのは、裁判所の敷居をもう少し低くして、何らかの形で、差し障りのない範囲で出来ないものかという趣旨だと思います。

それと、前日も所長が言われたと思いますが、今までは、何か問題を持っておられる方しか来ないので、裁判所に来てる人は何か問題がある人ということで、写真も撮れないみたいな事になりますが、別にいろんな用事で来ていて、絵を見に来てる人もいるし、花を見に来ている人もいるし、相談しに来ている人もいます。そういう建物になると、例えば市役所では、市役所に来てるから何か問題を持っていると思わないのと同じように、誰でも出入りする場所になると思います。そのための一番手っ取り早い手かなと思います。

例えば、昨年、付属中学の生徒が模擬裁判をしたと思いますが、その生徒達に、裁判などの学習が終わった後、例えば裁判所へ入ったときの感じはどうでしたかと聞いてもらうことによって、こういうのがあれば良いんだなと、こちらが考えさせられる事があるのではなかとと思います。また、学生が利用した後でも、裁判所を変えていこうとしたら、もう少し親しみやすい裁判所にしようとしたら、ギャラリーとしてここらはどうあればいいか意見を求めるのも良いのではないかと思います。入ってきた時のこの空間、1階の玄関ホールが有効利用ができないかということがまず第一だと思うのです。所長が申されたように、奥の方に改修工事で部屋ができると、待合いが狭くなり場所が変わると思います。私は、それらが完成してからでもかまわないと思うので、庁舎に入った時に何か殺風景でなく、ほっとするような利用を考えて頂ければと思います。平成17年も裁判所を使って学習される学校もあると思いますから、子ども達に聞くというのも、最終的に裁判員制度が始まって市民から参加していくということになってくると、余計、親しみも出て来るのではないかと思いますし、一度やってみようかと思う子も出てくるのではないかと思います。私は、あまり堅く考えていないのでと言う

と失礼な言い方になるかと思いますが、確かに国有財産だからという事もあると思いますが、こちらの意図を汲んでやってもらえるものでないとおかしいという事を最初にきちっと示されたらよいと思います。

いつから新しくなるのですか。

3月いっぱいまでの工事ですからもうすぐです。

小学校に絵を借りに行くのだったら僕が行くよと先日も話していました。

是非ともお願いします。

前任の鳥取の裁判所では小さい庁舎でしたが、玄関ロビーに同じ町内会の小学校の生徒から借りた絵を掛けておりました。これも珍しいですね。その前の庁では、正面に大きな絵が掛けてありました。しかし、どこへ行っても殺風景ですね。

少年センターでは、4月からカウンセラーに来てもらうということで取り組みをしていますが、我々はこれで良いと思って準備した相談室が、カウンセラーから改善するように指摘され、17年度の予算で改修してもらえよう願っています。我々は何とも思ってなかったのですが、やはり専門の方の意見で、相談にみえた方の心が和みながら相談活動ができるよう改修します。弁護士先生も相談される場の雰囲気というものによって話も変わってくると思います。改修工事で個室になるということも言われておりましたので、来られる方の立場に立ってやって頂けるということは有り難いと思います。

話題は変わりますが、以前、研修会の時に売店に行って何か買おうかと思いましたが、あまり品揃えがないですね。例えば、市役所の売店なんかに行くとな人の店員さんで結構いろんなものを売ってて、研修会もそこで色々買って頑張ろうなんて思うのですが、ここの売店は何かもう少し充実することは出来ないのですか。それと、ここの売店はどのような理念で成り立っているのですか。売店の方は、職員の方ですか。

売店は外部委託しており、裁判所から資金を援助しているということはありません。場所を提供して、使用料を徴収しております。商売でやっておられますの

で、儲けとの関係でどの程度の規模がよいのかということがあるのだと思うのですが、正直な話あまり儲からないという事は聞いています。ただ、ここに売店があるというのは、切手や印紙の販売で利用者の利便とかサービスを重点に置いて頂いてるということにはなりません。国有財産をそういう形で使うということは、そういう目的が無ければ駄目というところもあります。

先ほど苦情の話が出ておりましたが、お聞きしたところでは、特殊なものが上がってきていて、一般の人の沈殿している不満はなかなか上がってきていないし、件数も少ないですね。極端な相談だけが来てるようなところがあるので、沈殿している本当の意味での意見をどのようにすればうまく引き出せるのかなと思います。

事務局と今、ご利用者とか来庁者の裁判所に対する声の受け皿のようなものを考えようではないかと話し合っています。鳥取では、ご利用者の声という箱を作ってそこへご意見を寄せてもらっていたわけですが、そういうものを大津の裁判所でも作ろうということで話を進めているところです。今わかっているところでは、岡山家裁がやっているのではないかと思いますし、千葉の方でもどこかでやっているのではないかと思います。大阪でアンケートを始めたということで、期間限定かもしれませんが。調べてみたらあちこちでご利用者の声を聞くような試みをしているところがあるのではないかと思います。そこを調べた上で、参考にし、先ほど申されました沈殿している声を掘り起こして、裁判所へ寄せて頂くことをやってみようという雰囲気になってきました。この次の会までには具体化して始まっていると思います。

質問の項目をどんなふうにするか、寄せられた声をどんなふうに利用するかというのも、この委員会で考えていくと良いと思います。はっきり言って犯人捜しみたいになってしまうと職員の方も抵抗があるでしょうし、そうではなくて何を市民の方が求めているのかということがうまく入ってくるように、また、管理者がそれを見るという形ではなく、家裁委員会で話し合うための資料にするとか、

要するに人事管理的なものになると旨く定着しないのかなと思います

先日、事務局とも話したのですが、早くスタートし、こういう形で始めましたとご報告し、その後もアンケートの項目等はいかようにも修正できますので早く始めた方がいいのではということをおっしゃっていました。委員会で、色々なやり方をご協議頂くとなるとまた少し時間がかかり、次回以降の発足ということになりますので、早いほうが良いのではないかとことです。どうしても、委員会でやりたいということであれば、それはそれでかまわないわけですが。鳥取の場合は、2週間に1度総務課長、庶務課長が箱を開け、本庁の場合は原本を所長に出し、支部の場合は写しを所長に出します。どこの部署の問題かわかっているときは、その部署に所長に出すのと平行して写しを渡し、どうだったのか調査し、改善の方向に直ぐに繋げていくという形をとっておりました。提出されたものは全てファイルしてあり、委員会でそれを見たいということになりましたので、その時点で6ヶ月位実施していた分を全て集計して報告しました。

結構集まりましたか。

はい、そんなにはないと思っていましたが、6ヶ月分集計しましたら結構集まっていました。苦情のようなものも結構ありました。書かれる方は、いろんな思いでいろんな事を書かれますので、こちらとしては、どうしようもないというところもあるのですが、有効なご意見も入りますので、そういうものは参考になります。裁判所は判断機関ですので、判断の結果についての意見も紛れ込むのですが、それは対応できないということで処理するしかありません。裁判官が暴言を言ったとか、調停委員が暴言を吐いたとかいう事であれば、それはどういう事が調査に入れますが、そうでない限りは司法行政的に介入できない事がありますから、参考になる意見を頂くというようにしていました。

そういう意味ではとても良いですね。鳥取では期限を決めて6ヶ月だけされたのですか。

ずっとしております。

そういう姿勢がとても良いと思います。委員会でそれを見て、また批判的に言う委員会ではないと思います。やはり私たちも自分の思っていることだけで話しているには限界がありますから、ここで出てくるいろんな声を参考にしながら、発言や勉強もできると思いますので、これからいろんな人が裁判所に入ったりしてもらえるようになることを念頭に、こういう声に学んでいくことが重要なことだと思います。

こういうものには自分の名前は書かれません。やはり、裁判所がしつぺ返しをすると不安に思っておられるのではないかと思うのです。それはそれでいいのですが、手だてをした時に、どのようにしてその手だての結果をお知らせするか困ります。リピーターの人ですと指摘されたところが建物の問題であれば手入れすれば直ったということがわかります。しかしそうでない、人の言動のような事柄については、結果が分からないということがあって、鳥取では何とか何かの形でお返ししないとけないのではないかとということを委員会でご指摘をうけました。そして、これについて、投函する箱のそばに掲出するような形で、提出して下さった方にお返する事はできないかという事を議論しているさなかに転勤しました。後の対応は確認していません。事務局とも早めに始めようという雰囲気になっていますので、見て頂いて、後で点検して頂いて、さらにご批判、ご意見をいただければ、また手直ししながらということが良いのではないかと考えています。如何でしょうか。

是非とも。

前回、公聴と何度もご指摘をうけましたので、やらないといけないと思いましたが。

それこそ、結果をホームページなんかにも載せてもいいと思います。そうすると、この裁判所は意見を聞いて、それに応じてやってくれているということが分かって良いと思います。

アンケート用紙の裏面に、半年に一度、結果ニュースという形で掲載しても良

いのではないですか。アンケート用紙は皆さんご覧になるのですから。

是非、始められたら、記者会見でもされて発表も出来るのではないですか。

鳥取では言い出しっぺで言い出しただけで、直ぐに所長権限で始めるなんて事はできませんので、3ヶ月くらい話をして9月くらいに発足したと思います。4月にジワッとこんな事をやろうかと思い、みんながそういう気持ちになって実現できたので、鳥取の皆さんがされたのです。ご利用者の声の件は今進行中ということです。他に何かありますか。

家庭裁判所の部屋の扉が窓付のものになり、中が見えるようになって良かったですね。部屋の中で何をしているか見えると安心感があります。

皆さんの御意見を少しずつですが参考にして実現していきたいと思っています。

エレベーターの中の上の室名案内の文字が小さいので、エレベーターの中の横の壁面にあった方が分かりやすいと思います。

今改修工事をしておりますので、それができあがった段階でサインを総合的に整備したいと考えています。

或いは、エレベーターに乗る所の横にあるとか。

エレベーターに乗る所の横のスペースは結構あるので、そこに何か表示できるような工夫をされると良いと思います。

そういうところにもきっちりしたものを付ければ良いと思います。それから、エレベーターから柱までの間に少し空間がありますから、額縁みたいなものが掛けられるようにしてもらって、毎月子供たちの絵等を掛けられるようにして頂くとか、エレベーターの横の角のところのスペースに、生け花等をして頂ける方がおられたら台だけ置いておくとか、身近なところで考えて頂ければと思います。国有財産だから傷つけることになるかと駄目ということになるかもしれませんが、固定してもらおうと大変な面もあるかも分かりませんので、下げられれば良いと思います。あまりお金をかけずに、地域のお年寄りが手作りされた物を飾ると、

本人も嬉しいものと思います。

公民館とかとタイアップしても良いと思います。

地域の公民館ですね。

地域の方の作品が何気なしに飾られています。そういうもので良いと思うのです。

市民センターは近いですね。

市民センターは趣味の講座とか色々されています。本当に心づくしのものを作られますので、そういうのとタイアップすると、あの人のだけ飾ってというのではなく、もう少し利口な方法が考えられると思います。ボランティア精神いっぱいの方たちがたくさんおられます。自分達の町の裁判所を良くしようというのは呼びかけやすいと思います。

少年センターも、折り紙で酉年の鶏を作って持参頂き、入ったところに置いて頂きました。そういうボランティアの方もおいでになります。机やロッカーの上に置いて頂くと雰囲気が変わりました。ほんのちょっとしたことで変わると思います。

今回はこのあたりでよろしいでしょうか。宿題をたくさん頂戴しました。

(別紙第4)

発言要旨(次回の意見交換のテーマについて)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

次回のテーマを話し合って頂きたいと思います。

今回は利用者の声がある程度上がってきているのでしょうか。

報告できると思います。サインの関係も見て頂けるとと思います。

最初に、苦情のところで出かけた調停委員の件もお願いします。

他にいかがでしょうか。

では、次回テーマは、ご利用者の声について、調停委員について、それから意見交換で出ました庁舎案内板(サイン)についての3つということになりました。